



発行所
全国青年税理士連盟

東京都目黒区碑文谷
1-19-13(03)(716)5382
(税理士村田昭事務所)
総集兼発行人 志水 源司

日税連に申入れ

基本方針の決定はこれから

昨年の秋、東京税理士会の各ブ

ロック会議の席上、税理士法改正

問題に関し、高相東京会制度部長

(日税連法対策理論小委員長)よ

り、日税連の法対委の理論小委と

して、考へている法改正の基本方

針ともいふべき「四本の柱」は「

①特別試験の廃止②税理士試験制

度の改正③会計業務の導入④税務

監査制度の導入」である旨の説明

がなされた。

そして納税通信の十一月十七日

発行第一一二二号の第六面トップ

に、次の如き記事が掲載された。

表題は「全会一致で特試廃止」

改正についての基本方針を固めた

日本税理士会連合会は税理士法

においても実践面においても幾多

基本方針の決定はこれから

とあり、内容は

「日税連(会長=溝田澄人氏)は

十月二十七日から三日間、熱海の

ニューフジヤホテルで、税理士法

対策理論小委員会(委員長=高相

芳彦氏)を開き税理士法改正につ

いて審議し、重点事項として①特

別試験の廃止②税理士試験制度③

会計業務の導入④税務監査制度―

の四つを打出した。云々」という

ものであった。

ご承知のように、青税連は法改

正問題について、昨年一月既に「

わが国における税理士制度のあり

方」についての意見書を発表する

など、重大な関心をもち、理論面

においても実践面においても幾多

の研究と行動をとおして、我々こそが新しい税理士制度創設のない手であると自負している。
そして、新しい税理士制度の現実的想像像は、我々税理士は納税者の権益を擁護することを社会的使命とし、完全な納税者の代理人としての職責と権利をもち、自主権をもった団体を組織し、租税法律主義の実現により、日本国民の財産権の擁護に全力を尽すところの税務の専門家でありたいと念願している。

而るに東京会ブロック会議等に発表された、日税連の法改正に対する基本方針なるものは、我々の希望を全く裏切るものであつたため、十二月四日の全青年税幹事会のとりあげるところとなつた。

▲全青年税幹事会として

日税連へ申入れを決議▼

ここでも問題は発展し、そのよう申し合せを破つても、決定していないことをあたかも決定したかのように、個人的に外部に発表したことは、会の役員としては極めて軽率な行動であり、この問題についても併せて日税連に抗議すべきであると決議された。

そこで問題は発展し、そのよう申し合せを破つても、決定していないことをあたかも決定したかのように、個人的に外部に発表したことは、会の役員としては極めて軽率な行動であり、この問題についても併せて日税連に抗議すべきであると決議された。

▲申入書を

日税連幹部に送附▼

申入書の起草委員が各会より二名宛選ばれ、翌日申入書を作成し、重大問題に鑑み、日税連会長・副会長・常務理事・各部長・各委員長および法対委員の全員に対して、この申入書を送附した。申入書の内容は次のとおり。

申入書

税理士法改正の問題は、商法改正問題と共に、われわれ税理士にとって最も重要な問題である。最近活動を始めた日税連税理士法改正対策委員会の中の、理論小委員会でまとめてと称する、「

日税連の法改正についての基本方針」なるものが、業界紙(納税通信)に掲載されたり、或いは東京税理士会の各ブロック会議の席上は外部へは発表しないという申し合せであった。」ということが判明した。

ここで問題は発展し、そのよう申し合せを破つても、決定していないことをあたかも決定したかのように、個人的に外部に発表したことは、会の役員としては極めて軽率な行動であり、この問題についても併せて日税連に抗議すべきであると決議された。

よって、われわれ全青年税理士連盟は、幹事会の名において次のように申し入れをする。

一、斯る重要な問題を、理論小委員会で検討中であるにも拘らず、また税理士法対策委員会において、あたかも決定されたものであるかの如く、業界紙や東京会のブロック会議に発表した行為は、全く軽率であり、民主的なルールを逸脱したものである。このことを反省し日税連の会報において釈明すること。

二、発表された基本方針の内容は、われわれ税理士の多年の要望とは、全くかけはなれたものである。理論小委員会は、法改正の基本方針を、税理士の代理権と自主権の確立を中心とするものに、もう一度審議し直すべきである。

三、この問題の重要性に鑑み、日税連の基本方針は、必ず全会議

身を挺し、強力な反対運動を！

全国大会で村田代表幹事あいさつ（全文）

全国青年税理士連盟代表幹事の村田です。この税理士会はじまつて以来の歴史的な日に、反対演説をなす機会を与えたことに對して、心から感謝する次第です。

われわれ、全国青年税理士連盟では、本年二月、現実的理想像ともいえる「我国に於ける税理士制度のあり方」について意見書を発表し、同じく十一月には「株式会社監査制度改正要綱案に対する意見書」を発表し、税理士法改正問題と商法改正問題の二つは、ともに将来の税理士像を探求しているわれわれ青年税理士にとっては、重要な関心事であり、この二つは相互に関連するという認識をもつて対処してきました。十一月五日には、具体的な行動として、大阪に於て「商法改正反対決起大会」に多数の会員を集めて成功裡に終了し、決議文を発表して本日の総決起大会にのぞんだわけです。

われわれの「株式会社監査制度

に流れる基本的な思考は、現在とわかれ、中小会社を含む納税者の権益擁護を社会的使命と考え、納税者を苦しめるようなこの改正要綱案には断固反対したい。

債権者保護・投資大衆の保護を目的とする。いわゆる「監査」の社会的重要性は大ですが、どうか

通じて、申告納税制度まで崩壊に導く危険性を、身にしみて、切実に感じているのは、将来の理想像を心にひめて努力している、開業後日も浅い我々青年税理士ではないでしょうか。

われわれの将来に暗い影を投げかけるこのようないな改正要綱案には、身をていして反対しなければなりません。大局的な見地から考

えてみると社会的制度を変革するには、二つの絶対的必要条件がなければなりません。

「最近、一部の業界紙等で、税理士法改正についての日税連の基準と、『税理士法改正の基本方針』について」という次の如き異例の発表となり、円満な解決をみた。

「最近、一部の業界紙等で、税

理士法改正についての日税連の基準と、『税理士法改正の基本方針』について」という次の如き異例の発表となり、円満な解決をみた。

は、この日に於て、税理士会全員と、その二つは、一般社会からの「要請」がなければ、全国民的支持を受けた社会的制度の変革は出

来ないはずです。この改正要綱案が出てきた経過をみると、一般社会を構成するグループが反対を表明したわけです。この意味から

社会を構成するグループが反対を表明したわけです。この意味から

社会を構成するグループが反対を

※員の民主的な討論によつて決定することを強く希望する。

昭和四十四年十一月四日

全国青年税理士連盟幹事会

▲申入書に対する

日税連の回答掲載する

申入書を受け取った日税連幹部

はいろいろと協議した末、十二月九日の常務理事会で、申入書の内

容と趣旨とを全面的に認め、日税

連機関紙「税理士界」の一月十一日発

行の第四八二号の二ページ中央に

掲載された、「全国税理士会員諸氏へ」「税理士法改正の基本方針

について」という次の如き異例の

発表となり、円満な解決をみた。

「最近、一部の業界紙等で、税

理士法改正についての日税連の基

本方針が確定したかの如く報道さ

れておりますが、これは事實を誤り伝えるものであります。

「最近、一部の業界紙等で、税

理士法改正についての日税連の基

本方針が確定したかの如く報道さ

れておりますが、これは事實を誤り伝えるものであります。

「最近、一部の業界紙等で、税

理士法改正についての日税連の基

本方針が確定したかの如く報道さ

れておりますが、これは事實を誤り伝えるものであります。

「最近、一部の業界紙等で、税

理士法改正についての日税連の基

本方針が確定したかの如く報道さ



（演説する村田代表）

税理士法改正の基本方針を誤るな

—代理権・税務監査を中心として—

一二つの法改正—

税理士業界をとりまく暗雲の一
つである商法改悪問題は、全国総
決起大会とデモ行進の成功によ
り、反対運動の第一段階を過ぎ、
いよいよ国会対策を中心とした第
二、第三段階が重要なカギを握る
事となつて來た。これと併行し
て、一方の重要な課題たる税理士法
改正問題については、日税連を中心
として、着々その対策に準備を重
ねており、近く具体的の方針が発表
される事である。

一先づ代理権確立を—

シャウブ税制・自主納税制度施行以来、現行税理士法は、昭和四十年の改正問題を中心として幾多の議論検討されて來た。先づ第一に、「中正な立場」に関する租税法律主義の適正な実現と、これに対する納税者の権益擁護を中心とした税理士の代理権の問題があ

る。現行税理士法において、税務

処分に関する意見の聴取（法第
三四条）、事前通知（法第三四条）
等の有無に対する処分の効力、さ
らに、訴訟事件に関する代理権限
の有無等、法施行当時における當
局の態度が窺い知れるのであつ
て、税理士の代理は、納税者の後
見人、補佐人としての代行の域を
出ず、申告納税制度施行に対処し
て、國の補助機関としての税理士
制度の発想をここに見る事が出来
るのである。

一監査制度導入の問題点—

次に税務監査制度の問題を採り

上げなくてはならない。ここ二、
三年「税務監査」と云う言葉を耳
にするようになつた。

我々の通常の業務の一つは、納

税者の依頼により、日々の記帳指
導を行ない、決算に際しては、商
法並びに会計理論を充分参考的し
つ、一般に公正妥当と認められる
会計処理を行ない、且つ税法上の
各種調整を加えて決算書・申告書

を作成・もしくはその指導にあ
つて居る。この作業は我々の業務
の半数以上を占めるに云つても過
ぎる。一方、先に述べた様な税理士の
一般業務及開与形態の過程におい
て、会計理論・税法適用の非違事

件を認めたものであつて、部内
を観察し、法改正の主柱をなす税
理士制度のあり方の本質問題とし
て、真剣に代理権の強化と取組
み、よつてその社会的地位の向上
を計らなければならぬ。これに
よつて、問題の多い「中正な立場」
と規定された税理士の使命は、自
ら鮮明なものとなつて来るであろ
う。

しかし、申告納税制度は、その
後の社会的啓蒙と、納税者自身の
自覚によつて飛躍的に發展し、大
多数の納税者は、税理士の助言と
指導により適正な申告を行なうに
至つてゐる。これによつて税理士
の職域は確固たるものとなつた一
方、我々税理士の社会的責任は一
段と深まつたのである。特に事實

認定に関する瑕疵なき裁量、並び
に、あるまいし顧問契約を行な
うとする税理士との間の問題はほ
うどがこれに属するであろう。

一方、先に述べた様な税理士の
一般業務及開与形態の過程におい
て、会計理論・税法適用の非違事

件を認めたものであつて、部内
を観察し、法改正の主柱をなす税
理士制度のあり方の本質問題とし
て、真剣に代理権の強化と取組
み、よつてその社会的地位の向上
を計らなければならぬ。これに
よつて、問題の多い「中正な立場」
と規定された税理士の使命は、自
ら鮮明なものとなつて来るであろ
う。

我々は、税理士法の歴史的推移
を観察し、法改正の主柱をなす税
理士制度のあり方の本質問題とし
て、真剣に代理権の強化と取組
み、よつてその社会的地位の向上
を計らなければならぬ。これに
よつて、問題の多い「中正な立場」
と規定された税理士の使命は、自
ら鮮明なものとなつて来るであろ
う。

一方監査は他人の行なつた行為
について、第三者の立場よりその
行為の適法適正の検討にその意義
を認められるものであつて、部内
監査人としての株式会社監査役に
ついては商法第二七六条に、又部
外監査人たる公認会計士には公認
会計士法第二四一条一項において、
その独立性・公正性が法律上に維
持され、且つまた何の為の監査
か、誰の為の監査かが社会的に認
識され、その監査の目的が明確に
なつて居るのである。

我々の主要顧客である中小企
業者、さらには繊細企業者が、自
己の能力において税務書類全般を
作成し、これを我々が監査する事
は、税務監査としては理想の姿で
あり、我々はその方向に充分の努
力を払うべきではあるが、近い將
来に実現する事は困難であり、こ
の事は、納税者の権益擁護の立場
をとる我々の考へと矛盾し、さら
に中小企業者に過重な負担を掛け、又中小企業者の望むところで
あるまい。

我が國の監査は、これが「監査」であると定義付ける意見があるが、これは監査の何物かを理解せず、又社会的要請となつて来ている。

一方監査は他人の行なつた行為
について、第三者の立場よりその
意義を理解し監査の意義を如何に解釈
して居るかを問う前に、我々の業
務の実体を冷静に観察すべきであ
つて、いたづらに監査と言ふ言葉
の美感に酔い、これを行なう事に
よつて税理士の地位向上が求めら
れるとの主張ははなはだナンセン
スと言わなければならぬ。

仮に、監査制度を導入したとし
た場合、当然責任条項が規定され
るであろう。さらに現在、実査に
よる更正件数割合が高率となつて
いるが、これが監査導入により相
当数減少するとしても、顧客の努
力と監査の実体を理解する事に
よるより、税理士の監査に疑いが
持たれ、社会的認識をかう危惧が
全くないとは断言出来ず、元より
我々がこれまで過重な責任を負う
理由はないものの、社会的地位の
向上をめざす税理士にとって、反
対して弊害ともなるであろう。

「稅務代理權」 特別概念として把握

納税者と税務官公署の関係

民主主義の原理を基調とするわが国憲法の理念は、行政においても、行政権の行使は法律にもとづき法律に従わなければならぬとする法の支配による原則と、国民の権利の保護尊重の原則の二原則を具体化することによって実現し得るものとされている。

しかしどのように行政の民主化を押し進めたとしても、法律が行政機関である税務官公署に対して、行政の段階で優越性を認めざるを得ないことは否定できない。それは行政の基本的性性格の一つからである。即ち更正決定・差押・公売等の行政処分の権限や質問権等が税務官公署に対して与えられていることは、国民—国会—内閣（税務官公署）—納税者—税務官（国民）の民主的な主権の作用の過程にかかわらず、税務官公署納税者の直接的関係を見るかぎり、

法が贈与した力において税務官公署は納税者より優位な立場にある。あまつさえ、行政行為には公定力と自力執行力が一般的に認められている。行政の段階では、納稅者が劣位にたたせられていると、いう認識にたって、納稅者の権利擁護に関する法の整備と適用をはからなければ、真にその目的を達することはできない。

△納稅者の活動範囲の拡張▽

租税法上の行為は義務の履行と権利の行使と大別される。代理行為は税務官公署に対してなされるから、両者の行為の本質的な違いに注目する必要がある。義務の履行は、仮にそれが不完全であつたとしても税務官公署のなす処分によって補充されることとなる。これに反して、納稅者の権利の行使が不完全だった場合の不利益は決定的である。租税法に定められたる納稅者に有利な法を撰述する権

られている。行政の段階では、納税者が劣位にたたせられていると、いう認識にたって、納税者の権利擁護に関する法の整備と適用をはからなければ、真にその目的を達することはできない。

△納稅者の活動範囲の拡張△

しかしどのように行政の民主化を押し進めたとしても法律が行政機関である税務官公署に対して、行政の段階で優越性を認めざるを得ないことは否定できない。それは行政の基本的性格の一つだからである。即ち更正決定・差押額・公売等の行政処分の権限や質問

としても税務官公署のなす処分によって補充されることとなる。これに反して、納税者の権利の行使が不完全だった場合の不利益は決定的である。租税法に定められた

納税者に有利なことを選択する権

利、税務官公署の違法処分による財産権等の侵害を排除する権利（不服申立）、或はそのような侵害

を防止する権利（調査段階での主張陳述）は納税者側から行使することによって実現しうるものである。税務官公署の行政段階における優位性と租税法の複雑難解性を考えるとき、税務専門家によつて、このような納税者の権利行使の活動範囲を拡張することは、民主行政主義をとる以上、義務の履行の代理性に較べてはるかに重要な意義をもつてゐる。

示文は陳述するといった事実行法ではなく、税務官公署の公権力の行使たる質問検査に対処するための行為であり、本質的には法による心理的強制による行為である。このような行為は、税務官公署の違法又は不当な处分によつて、納税者が財産権その他の権利を侵害されることを未然に防止するという事実上の効果をもつ。通達で

△税務代理の範囲△

の行為によって本人が直接にその法律効果を取得する制度として説かれている。民法は個人の自由な

意思に基いて法律関係を形成することを認め、そのような行為に法律効果を与えるとする。(つまり私的自治を原則としている。故に法律効果を取得しない行為を対象としない)。

としていない法律要件とすべき行為に限定して、代理制度を考察し定義づけがなされている。だから民法上の代理の概念のみから税務代理の範囲を限定しようとするのは誤りである。

納税者と税務官公署の関係は、

△税務代理権の法律効果を得る行為に限らず、行政行為の要素である税務官署の認識・判断・意思の決定に影響を及ぼす行為も又代理の範囲としている。事実的効果をもつて代理につき代理するという、ハムラビ法上の特殊概念として税務代理権を握ることが必要である。

されることを未然に防止すると
事実上の効果をもつ。通達によって
このような行為の代理が税務代理と
認められることを明らかにしている。
含むことを明らかにしている。
法律効果を取得する行為に限ら
れ、行政行為の要素である税務代
理の署名の認識・判断・意思の決定に
及ぼす行行為も又代理の範囲に
こしている。事実的効果をもつま
た行為につき代理するという、ハ
イム松上上の特殊概念として税務代理を
掌握することが必要である。

八 稅務代理權

納税者の活動範囲の拡張は、納税者の能力を超えた意思判断によって可能となる。納税者に代って代理して行為をなす地位即ち税理権の確立の必要性は、ここによつて認められる。

定した意思判断を、常に税務官公署に伝達する使者と異なる。代理人自らの意思判断や認識に基いて行

第一回シンポジウム案内

テーマ「税務監査の本質について」

研究部主催第二回シンポジウム

「税務監査論」については、開催日程が末記のとおり決定した。

税理士の憲法ともいるべき税理士法の改正は、われわれにとって永年の悲願であるが、折しも日税連においては、税理士法改正対策委員会理論小委員会を中心、目下税理士法改正要望書案の作成作業を進めており、その中でこの税務監査を取上げ、「税務申告の適法性、正確性、妥当性、真実性を担保するため」に一定の監査基準に基づき、会計処理から課税標準及び税額の計算に至るまでの過程を監査し、証明することを税理士の独占業務とする旨の要望を行う模様であり、ここにおいて税務監査が極めて具体的、現実的な問題として大きくクローズアップされるところとなつた。

納税者の代理人として、その収益を擁護し、租税法律主義の実現に資するにあるという、税理士の使命と職責との関り合いにおいて

て、この税務監査論が果していかなる意義をもつのか、その本質の

究明は誠に重要であり、かつ急を要するものにならうとしている。すなわち、今回のシンポジウム開催のゆえんもここにある。多数の会員の参加を望む次第である。

記

テーマ 税務監査の本質について

日 時 四月二十日午後一時四時

場 所 名古屋税理士会館 四階
会議室（名古屋市中村区弥宣町
四ノ五）電五八一局七八八六番



先ず、翌五日の日税連商法改正反対総決起大会の概要が、安井総務部長から説明され、金青税とし

ても、これを強力に推進すべく申合せを行つた。次いで、村田商対

要綱に対する統一意見書の報告があり、一同これを承認した。また、総決起大会における青税代表としての反対演説の内容について

委員長より、全青税の商法改正案

組織強化活動について、奥田組織部長と村田代表幹事から個人

加入と地方グループの結成状況の報告があり、総務部より、地区別

代議員会の開催計画と規約審議特別委員会の選出結果が報告され、全員の諒承を得た。

組織強化活動について、奥田組

織部長と村田代表幹事から個人

加入と地方グループの結成状況の報告があり、総務部より、地区別

代議員会の開催計画と規約審議特別委員会の選出結果が報告され、全員の諒承を得た。

〔各 部 報 告〕

〔名 部 報 告〕

運営方法について、総務部、研究部、厚生部から概略の報告があつた。

〔商法改正対策について〕

村田商對委員長より、日税連商對委との協議の経過が報告され、今後の国会の動向に関連して、陳情関係の協力が要請された。

以上で予定の審議を終え、次回幹事会は四月上旬、大阪で開くことを申合せ、午後七時三十分散会した。

『 地 区 別 代 議 員 会 』

執行部と一般会員との対話による、意見の交換と問題の提起の場を設け、その総意を会務運営に反映させようとの意図をもつて、代表幹事の提案にもとづき、総務部で計画された地区別代議員会は各単位会毎に十名の委員による構成とその活動方針が協議された。

〔規約審議特別委員会について〕 地区別代議員会における意見や各幹事の提案を参考として、その最近の動向に対する批判が提起され、その対策として、申込書の提出が決議された。（一頁参照）

〔第三回定時代議員総会の準備について〕

本年は、東京会が担当する予定

となくなり、その会場、日程、熱心な意見交換を行ない、有意義のうちに終了した。

各位の御協力に厚く感謝申上げる次第です。

(7)

高知県の希望 組織拡大の成果報告

一日も早く全国各地に高知の
ような光が輝き、やがては全国
の大きな光になることを切望し
たい。

感じです。先生方にとり残されぬ様一日たりとも早く高知青年税理士連盟を結成させねばなりません。また、私と異なった年代の加入者をふやす為には高知におられる先輩の先生方に働きかけて下されば、一層早く多く加入者を増すことが出来ると思います。

どうか先生からも先輩の先生にご一報下されば幸いと存じます。

（四）和田一四〇年一月一合議会
織部では全国の青年税理士に全
国青税連のシオリ・加入申込書
の発送準備で忙しい最中に西園
の高松と高知を訪問した。高知
の青年税理士の一人一人が「税
理士は今の状態でよいのか」を
悩み考えていた。特に代表幹事
との手紙のやりとりが数回あつ
たが、高知の吉田平八郎会員か
らの手紙を原文から抜粋し地方
で考え方を青年税理士の動きを
集録したものである。

や是非全青年税の加入者が増し、
发展させたい。」小生は無論加
入方法等知らない。
御多忙とは存知ますが、加入
方法の詳細を青年税理士の全員
にお知らせ願いたい。十一月三
日受信。

福祉会館に出席した先生方に文書（内容は中央の青年税理士は活発で四国は取残されている。今までの「事無かれ主義」から脱皮して税理士制度発展強化等のため立上ろう……）青年税理士は団結しよう……青税連が全国化された事は幸運であり、これを機会に我々税理士の為に先生自身の為に加入しよう……を発送しその後入会した本人に直接会い入会申込を受けました。

〔商〕法改正反対運動に關し先生益々御多忙の事と存じます。さて、高知県の個人加入者がほとんど出揃いましたので、一応入会申込書に入会金を下記の通り同封致します。

制度の採用がキッカケであり嬉しく思つて居ります。例会での主な決議事項を報告させていただきます。

一、バッチを付けること。

本試験合格者としてのプライドを持ち税理士として自覚するため。

二、毎月例会を開催。

例会の一週間前までに議題を送附し意見を交換する。

三、税理士特別試験廃止。(同封の「異常な税理士制度」中

◇ 本年は税理士会に於て波乱の多い年だと予測されますが、先生益々ご活躍のことと存じます。我々高知の青年税理士は、かたい結束をし全国青税連の趣旨にそつた有意義な会にするべく努力致しております。四十四年十二月より毎月例会を開き当月例会は二回目を数えました。(これも全国青税連の個人加入制度の採用がキッカケであり嬉しく思つて居ります)。

例会での主な決議事項を報告させていただきます。

(人分)としてはどうか。
少人数の地区では本部に意見書を提出できない。
一月十五日受信
税理士制度の改正意見書を提出しますのでよろしく御願いします。
我々のグループを「全国青年税理士会」と命名しました。高知青年税理士会には小笠原長男氏が監修責任者となりました。今後とも御指導の程を。二月二十六日受信

○円としてはどうか。

(理由)

(1) 高知のように少人数の地区では団体加入できない。

(2) 会員数割一名に付二一〇〇円では会費が少なく本部の役員に負担をかけているのではないか。会发展の為の費用は全て会が負担すべきである。

② 代議員は会員一〇名に一名とし又一〇名未満五名以上の場合は〇・五名(議決権が半人分)としてははどうか。

(理由)

少人数の地区では本部に意見を反映できない。

ପ୍ରକାଶନ କମିଶନ୍ସୁ ପୁଷ୍ଟି

၁၃၁

私も先生の努力に報いるよう
に努力します。

入会申込書は入会者の手間を
はぶこうと税務人事録や会員名

協議の結果、税理士法改正案
心に協議。)

ନୀତିରେ ନିଃପ୍ତ୍ତ କୁଟୀ ॥ ୧୫ ॥ ଯାଏ ହେଲେ ଦେଖିଲେ

名青税

各單位会だより

査をした上、これに対し強力な呼びかけ活動を開始している。

大青税

11月8日大青税役員会開催。現職税務職員の不法行為に関しては前向きに検討することを可決。全青税商法改正反対統一意見書案の審議を各支部例会にて審議方を指示。12月5日の東京研起大会には、大動員をする等可決。国税局税理士係よりの大青税名簿及び会報の提出要求に対して、任意団体に対しても監督権は及ばないと理由で拒否することに可決。12月23日、本年度税理士試験合格者歓迎会に代表幹事出席、合格者全員に青税規約及び入会申込書を領布する。

東京青税連は、「このところの青税の基本的姿勢に就き、真剣な討論が重ねられている。

十二月の役員会、正副部長會議更に一月の役員会は二月十日全会員を対象に討論会の開催を決定。テーマ「これからの大青税に何を望むか。」

東青税

不服審判所案の研究討議に参加方を請に、研究部員を以つて一任と可決。

☆商法改悪阻止運動の重要な一環をなす過般の総選挙に際しては、税政連及び地区連の推せん候補者の当選を期するため、拡大理事会あるいは各支部集会を通じて連盟会員の結集をはかり、会長以下全員が最後の瞬間まで総力をあげて活動した。その結果ほぼ所期の目標に近いものを達成した。

☆研修部主催の「相続税・贈与税における株式評価」についての研修会を十二月一日名古屋税理士会館に於いて開催、会員は勿論会員外の税理士も多数参加し、有意義に終了した。

☆厚生部が中心となって「名青税ゴルフ会」が結成され、第一回競技会が十一月十四日森林公園ゴルフ場に於いて開催された。今後春夏秋冬と年四回競技会を行ない、年一回は懇親会を行なう予定。

☆組織部は、全青税が取組んでいた未組織地域の会員勧誘運動と併行して、名古屋税理士会内の未加入青年税理士の入会を促進するため、各支部長の協力の下に実態調査

又、大税会法務対策委員会の国税設置を可決、委員十人を選任(2)組織の拡大運動を展開し、現在四百人の会員を六百人にする旨確認された。

又、大税会法務対策委員会の国税

44年度後半の基本方針を審議。(1)税理士制度の研究討議を課題とし税理士制度改正特別委員会設置を可決、委員十人を選任(2)組織の拡大運動を展開し、現在四百人の会員を六百人にする旨確認された。

又、大税会法務対策委員会の国税

顧問先にお配り下さい

講習会のテキストにも最適!!

定価 ￥100

但し、会員前金特価

￥80 (送料実費)

日本税理士会連合会監修
大蔵省主税局佐
金親良吉著
昭和四十五年度版

『改正税法と活用のポイント』

本年度税法改正の要点と、更に一歩つゝこんで、合理的に節税を行うための活用のポイントを、わかり易く中小企業及び一般向けに解説したものです。

お申込み先

(株)日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57 佐原ビル
TEL 352-0769-0760 356-0061
支社 大阪市東区内淡路町1-26 片岡ビル
TEL 941-7227-7228

- お申込みは10冊以上に限ります。
- 30冊以上お申込みの先生には事務所名を印刷致します。(無料)
- 事務所名印刷の場合は出版社名等は印刷致しません。